

第38回 滋賀県ヨシ群落保全審議会

日 時：令和4年(2022年)9月8日(木)10:00 ~ 12:00

場 所：滋賀県大津合同庁舎7階 7-D会議室

出席委員：15名中12名出席（五十音順）

出 席：石田委員、大槻委員、岡田委員、真田委員、佐野委員、田中委員、  
田野委員、深町委員、松本委員、村田委員、矢野委員（代理）、  
脇田委員（会長）

欠 席：伊藤委員、佐藤委員、野間委員

議 題：（1）ヨシ群落保全基本計画の概要について  
（2）現在の取組について  
（3）地域と事業者等の協働によるヨシ群落保全活動の推進について

(事務局)

それでは定刻となりましたので、只今から第38回滋賀県ヨシ群落保全審議会を開催させていただきます。委員の改選がありましたので、改選後初の審議会となります。

委員の皆様におかれましてはご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私本日の司会を務めさせていただきます琵琶湖保全再生課長の中嶋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして滋賀県理事の三和よりご挨拶を一言申し上げます。

(理事)

皆様おはようございます。滋賀県理事の三和と申します。

本日は、審議会の開催にあたりまして、ご出席ありがとうございます。新たに就任いただいた委員の皆さん、そして引き続きお願いしている委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年8月5日に開催いたしました前回の審議会は、ヨシ群落保全基本計画の改定に向けた最後の審議会で熱心にご議論をいただきました。

多くのご意見をいただきまして、おかげさまをもちまして、昨年の12月14日、ヨシ群落保全基本計画を無事に改定することができました。

後ほどご説明をいたしますけれども、新たな計画における基本方針におきましては地域での担い手不足という課題を踏まえた上で、地域の特性に応じてヨシ群落の健全な育成を図るということ。

地域以外にも、保全活動に参画していただく事業者やボランティアの皆さんなどが関わり、取り組みの輪を広げていって保全を図ること。

「守る・育てる・活用する」の循環によって持続的な取り組みを進めていくこと。などの視点が盛り込まれたところでございます。

私事ですが、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例が施行した直後の平成5年、当時の環境室というところにおりまして、地域の状況も色々把握しておりました。あれからもう30年経ちまして、大きく変わったことを実感しております。

本日は新たな計画の方針の視点を踏まえつつ、事務局からは主に計画の改定後の取り組みについて、説明させていただきます。皆様の多様な視点からの忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

限られた時間でありますけれども、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、審議に先立ちまして、本日の出席状況についてご報告をいたします。本審議会につきましては、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例、以降条例と申し上げますが、この条例の施行規則第22条第3項の規定によりまして、委員総数の過半数の出席が必要となります。

本日WEBにて参加いただいている委員様も含めまして、本日ご出席いただいている委員の皆様は、会場参加が8名、リモートでの参加が4名ということで、合計12名です。

ただ深町委員は、会場参加の予定が急遽リモートということになりましたので、名簿、配席図等一部相違がございますが、いずれにせよ15名の総数の過半数に達しておりますので、本審議会が成立しているということをご報告させていただきます。

それから議事に入ります前に、本日の資料のご確認をさせていただきます。

資料につきましてはまず次第で、それと委員名簿、配席図、資料1から3の3種類です。落丁等ないとは思いますが、今一度ご確認いただきまして、何か不備等ございましたら、適宜スタッフにお申し付けいただきますようお願い致します。

本日はWEBとの併用開催となっておりますが、ご発言いただく際の注意事項について少し、あらかじめご報告をさせていただきます。

ご発言いただきますときには会場の皆様、あるいはWEB参加の皆様とともに、挙手にてお願いしたいと思っております。

この後選出させていただく会長からの指名があった後に、会場の委員の皆様におかれましては、各列に一つマイクを配置しておりますので、そちらを使用いただきたいと思います。恐れ入りますが、このマイクから遠い委員がご発言されるときには、回していただくなり、適宜ご対応いただければ幸いです。

またWEBでご出席いただいております委員の皆様におかれましては、通常、マイクをオフ、つまりミュートにさせていただいて、カメラをオンにしたままにさせていただいて、発言をされないときにはミュート、発言されるときには、会長の指名があった後にマイクをオンにしてご発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。ご発言が終了されましたら再びマイクをオフ、ミュートにさせていただきますようご協力をお願い致します。

それでは早速ですが次第に従いまして議事を進めていきたいと思ひます。

次第2 委員の自己紹介です。

今回委員改選をしてから、初めての審議会の開催ということになりますので、恐縮ですが、皆様の各自1分以内で簡単な自己紹介をお願いしたいと思ひます。

資料としてつけております委員名簿にございますが、この名簿の一番上の石田委員から、順をお願いいたします。

(自己紹介)

(事務局)

皆様、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、次第に基づきまして、会長の選出に移らせていただきます。

会長の選出につきましては、条例の施行規則第21条第1項に基づきまして、委員の互選により決めると定められています。

どなたが会長としてふさわしいかということで、どなたか委員を会長候補として推薦していただきたいと思ひます。ご意見はございますか？

深町委員から挙手いただきましたので、よろしくお祈りいたします。

(深町委員)

前期も会長を務めていただきましたし、環境社会学、地域社会学がご専門で、琵琶湖におけるいろんな環境保全、あるいは農林水産業コミュニティの問題など、幅広く人と自然の関係、共生をテーマに、研究を実践で取り組んできていらっしゃる、龍谷大学の脇田先生にぜひお願いしたいと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

只今、脇田委員を推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか？

賛成の方は拍手をお願いいたします。

それでは賛成多数ということで、脇田委員に会長をお願いしたいと思ひますが、脇田委員、よろしいでしょうか？

(脇田委員)

はい。

(事務局)

引き続き会長職よろしくお願いいたします。

会長席の移動をお願いいたします。

条例の規定に基づきまして、会長の代理を決めなければならないということで、会長代理につきましては、会長の指名する委員ということになります。

先ほど選出されました脇田会長から会長代理を指名いただきたいと思います。

(脇田会長)

先ほど私の名前を挙げてくださった京都大学の深町先生にお願いしたいなと思います。

深町先生にこの審議会が以外でもこれまでいろいろご相談させていただき、大変心強く、お仲間だと思っていますので、深町先生に代理を務めていただくと助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしいでしょうか深町委員。

(深町委員)

ありがとうございます。了解いたしました。

(事務局)

それでは深町委員に会長代理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事に入らせていただきます。

議事以降の進行につきましては、条例に基づきまして、脇田会長に進行をお願いしたいと思います。では脇田会長よろしくお願いいたします。

(脇田会長)

はい、わかりました。

それでは議題に入りますが、議題（１）ヨシ群落保全基本計画の概要について、資料１にて事務局からご説明をいただきたいと思います。

これまでの審議会での議論の経緯を簡単に踏まえつつ、初めてご出席いただいている委員の皆様にもよくご理解していただけるように、お願いしたいと思います。

（事務局）

そうしましたら議題１に関しまして、琵琶湖保全再生課の寺田から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず資料１の２ページをご覧くださいと思います。計画策定の根拠となっております、滋賀県琵琶湖のヨシ群落保全に関する条例について説明いたします。

条例第２条にて、ヨシ群落について定義しています。ヨシ群落とはヨシ、マコモ等抽水植物の群落およびヨシ等とヤナギまたはハンノキが一体となって構成する植物群落を言うとして定義しております。後ほど説明させていただきます計画に関しましても、この定義を前提として作成させていただいています。

また条例は、ヨシ群落を積極的に保全し、その多様な機能を発揮させることにより、琵琶湖の保全を図り、県民の生活環境の向上に寄与することを目的とするものとしております。ヨシ群落の保全に関しまして、県、県民の皆様、事業者の皆様の責務やヨシ群落保全区域の設定、計画の策定などにつきまして、定めております。

続きまして、資料の３ページをご覧くださいと思います。条例第１条の前の前文を抜粋しております。前文は本県が条例を策定するにあたり、その思いや考えが凝縮されておりますので、ご紹介させていただければと思います。ヨシ群落の保全に関しましては、琵琶湖を代表する自然を守り、水辺の生態系の保全を図るのみならず、私達の心の支えである湖国の風土や文化を守る大きな意義を持っているということです。この湖国の風土や文化を守るというところを大切にしております、言い換えますと、ヨシ群落と人の繋がりを守る、そういったことを意識した条例、そして計画策定であります。

続きまして、この条例の代表的な部分をご説明させていただければと思います。先ほど申し上げました、ヨシ群落保全区域に定められたところでは、工作物の新築、ヨシなどの伐採、土地の形状変更について行為を制限しております。これらの行為をす

る場合は事前に県に対しまして、申請もしくは届出を行っていただき、そして審査の上で行為をしていただくということになっております。

また保全区域に関しましては、左側の図に示すとおり、琵琶湖の周辺もしくは内湖の周辺にありますヨシ群落につきまして、区域を定めさせていただいております。

右側の表でございしますが、区域に関しましては、大きく三つの種類がございします。一つは保護地区、二つ目が保全地域、そして普通地域がございまして、これらの地域を合わせまして、現在琵琶湖および内湖周辺で52か所、832.5ha指定しております。

保全区域内で先ほどのような行為をされる場合、事前に申請や届け出が必要です。

続きまして資料の5ページでございします。ここからはヨシ群落保全基本計画について、説明させていただきます。本計画に関しましては、令和3年度に改定しております。計画期間は令和12年度までの10年間です。この計画の改定にあたりまして、まず現状と課題を整理しております。ヨシ群落の状態についてですが、右下のグラフにもあります通り、面積はおおむね昭和28年の状況まで回復しているという状況でございします。その一方でこのグラフの上の薄い青色の部分について、ヤナギの面積が増加しております。ヤナギに関しましては、ヨシ群落を構成する植物の一つと条例で定義しておりますけれども、現在は巨木化したヤナギも多くなりまして、それが影を落とすとして、ヨシ群落の成長に影響を及ぼすという課題もございします。またその他にも下の方にあります通り、オオバナミズキンバイなどの侵略的外来水生植物の侵入など、面積が一定回復する中、先ほど会長からお話ありました通りその質の変化が課題となっておりますので、これからはヨシ群落の質の向上を意識した取組が必要と考えております。

さらにその下部でございしますが、地域の保全活動の担い手不足についても課題として考えております。これに関しましては様々な要因があると思います。例えば普段の生活の中で、ヨシの製品を使用しなくなったこと。あとは地域の年齢構成、働き方の変化、様々なことがあるかと思ひます。そのような中で、SDGsや本県で進めておりますMLGsという考えが広まり、ヨシ群落の保全に取り組みたいという企業もしくは団体の方も増えていると感じております。このような方々をいかに上手く繋いでいくかということもこれからの課題ではないかと考えてございします。

次に6ページでございしますが、このような現状と課題がある中で、今後保全を進めていく上で、基本方針を定めております。大きく三つございします。

まず一つ目が多様な働きを持つヨシ群落を地域の特性に応じて、健全な育成を図ること、二つ目が事業者やボランティア等との関わりによる取組を広げ、地域とともに保全活動を行っていくこと、三つ目が「守る・育てる・活用する」の循環の構築により持続的な取組を進めることといった方針を定めております。

基本方針を踏まえまして、計画における目標に関しましては、真ん中あたりの記載の通り、ヨシ群落の質的な保全・再生を目指し、ヨシ群落の健全な育成を図ると定めております。特にこの下の矢印の二つ目にあります通り、衰退した場所において再生することは勿論でございますが、先ほどから申し上げております通り、地域の特性に応じた維持管理や利用を推進、こういったことを念頭に置いています。このようなことを踏まえまして、さらに先ほど申し上げました保全区域に関しましては、それぞれの地区もしくは地域におきまして、具体的な目標と状態を定めております。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。ここからは、申し上げました方針、さらには目標に向けて、具体的な取り組みについて記載をしています。

まずヨシ群落保全事業といたしまして、造成事業でございます。これまでも様々な機関の方にもご協力いただきながら進めておりますが、順調に造成面積はグラフにもあります通り、増えてきています。本県におきましても、現在長浜の湖岸域で造成工事を進めておりますが、引き続き進めていくということを考えております。現在、本県で進めております長浜市内の工事に関しましては、令和8年度まで実施する予定でございます。

続きまして、維持管理事業でございますが、資料にあります通り、人が手を加えて維持管理をする場合、写真にもあります通り、ヨシの刈り取り、さらに刈り取ったヨシを使用するということを前提といたしまして、乾燥させるという行為、さらに刈り取った後に火入れをする、そして火入れ後に新しいヨシが生えてくるというサイクルを構築するために作業が行われてきました。このような作業に関しましては特に人がヨシを使うために行われてきたという視点もございます。ヨシを使うことが少なくなっている中、人とヨシ群落のつながりが希薄になりつつあると考えております。ヨシ群落の保全を進めるために、特に地域の方はこれまでもいろんな思いでヨシ群落の保全を進めてこられたと思いますが、そうした意思を尊重しつつ、今後新たな担い手となる事業者の方やボランティアの方を繋げることが重要と考えております。

続きまして9ページでございます。第3 環境学習および自然観察に関しまして、子どもたちがヨシ群落の大切さ、さらには恵みを学んでいただくことを進めて



いきたいと思います。第4 有効な利用について、先ほどから人とヨシ群落とのつながりということを申し上げておりますけども、つながりを再構築していくということを考えますと、もう一度、ヨシを生活の中で活かすということも重要であると考えています。そういった意味で、今後ヨシ群落を保全する上でも、このような有効利用の取り組みもしくは技術開発、製品の開発を進めて参りたいと考えております。

このような計画の内容を踏まえた現在の取り組みに関しましては、議題2で、後ほど説明させていただきます。

さらに人とヨシ群落のつながりに関しまして、議題3で現在考えております内容について、皆様にご審議いただければと考えております。ヨシ群落保全基本計画の説明に関しましては以上でございます。

(脇田会長)

ありがとうございます。

議題1 ヨシ群落保全基本計画の概要についてご説明いただきましたけども、どんなことでも結構ですので、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただければと思います。

石田委員どうぞ。

(石田委員)

初めてなので審議会の質問に合うかどうかわからないですけど、7ページのグラフを見ると、平成25年、平成28年、令和元年の造成面積がすごく少ないのですが、理由は何だったのでしょうか。気候変動等によるもののでしょうか。

(脇田会長)

造成事業をやっているにも関わらず、ヨシが増えなかったのではないかという疑問ですね。事務局いかがですか。

(事務局)

琵琶湖保全再生課の福井と申します。

ヨシ群落の造成につきましては、当課や水産課などいくつかの部局が実施しております。例年造成工事は実施しているのですが、調査を行い、工事は実施しない年があ

ということ、あるいは工事の遅れということが考えられます。役所で言いますと、3月が年度の区切りなので、工事が少し遅れてしまって、工事期間が4月を跨いでしまったりすると、その年度に計上されず、翌年の年度に計上されているということがあります。そのようなことで、グラフ上、年度間で凸凹しているという状況です。

(脇田会長)

石田委員よろしいでしょうか？

(石田委員)

ありがとうございました。

(脇田会長)

他はいかがですか。

深町委員どうぞ。

(深町委員)

ありがとうございます。

一つ目は、4ページ目のヨシ群落保全区域図についてです。3つの区分がありますが、基準を見ますと、設定要件があって、箇所数が決まっているという状況だと思います。私は大津市内の旧志賀町区域にいるので気になるのですが、この辺りが全く保全区域はない状況です。ただ実際は近江舞子や和邇の喜撰川沿いの下流や河口にはヨシ群落がある状況です。後出の資料3においても実際に市民活動をされている状況ですが、なぜ保全区域に指定されていないのかを教えてください。

また、全体でどのように保全区域を設定しているのか、例えば、いつ時点のどういう調査に基づいて設定しているのかをお教えてください。

群落の大きさや形状は、10年経てば、変わると思いますが、その変動にどのように対応されるのでしょうか。保全区域に指定しているので、ヨシ群落が減ることは考えにくいですが、逆に増えるような状況に対して、どういうふうに対応していくのかお教えてください。

個別の事例についてのことと保全区域指定そのものについてお聞きしたいのが一つです。

もう一つは先ほどご質問のあったヨシ群落の造成に関連してなんですけれども、実際に造成がどれくらい成功しているのかあるいはうまくいってなくて試行錯誤されているのかわかりません。造成してから5年後、10年後どうなっているかのモニタリングや調査を実施し、データがあるのでしょうか。

この二つをお聞きしたいと思います。

(脇田会長)

ありがとうございます。

保全区域に空白地帯があるのではないかとということ、モニタリングはちゃんと継続的にやっているのかという二つのご質問ですけど、事務局いかがですか。

(事務局)

ありがとうございます。まず一つ目の保全区域に関しましては、条例制定当時、琵琶湖一円を調査させていただいて、この設定要件に合う区域を勘案し、設定させていただいております。10年経てばヨシ群落の状態も変わり、その区域を見直すことにもつながるのではないかとのご指摘を含めたご質問だと思うのですが、具体的に今申し上げることはできませんが、条例制定後、何度か区域の追加等をさせていただいております。それに関しましては、毎年琵琶湖一円でヨシ群落の調査等させていただきまして、その他情報等を含めまして、適宜見直しをさせていただいているという状況です。直近では区域の追加等していない状況でございますが、過去追加させていただいたことはあるという状況でございます。

造成工事の後の状況でございますが、造成した後に、実際に造成がうまくいっているかどうか、適宜調査をさせていただいております。一部の地域では、造成後なかなかヨシの活着がうまくいっていないところもありますので、そういったところに関しましては、引き続き何度かヨシの補植をさせていただいたりして進めさせていただいているところでございます。

以上です。

(深町委員)

回答に関連して、もう少しお聞きしたいです。

区域の追加などがあるという回答でしたが、例えば近江舞子は結構大きなヨシ群落があると思うのですが、区域に追加されていない理由は何でしょうか。

もう一つ、ヨシ群落の調査をされているということでしたが、その結果やデータはどこで見ることができるのでしょうか。そのデータの提示の仕方などもう少し具体的にお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。近江舞子も含めまして、全てが調査できているのかどうかということはあるのですが、実際区域を設定させていただくにあたりまして、まず条例制定当時に、どのような考えで近江舞子などが区域に設定されていないのかを確認する必要があると思います。実際に区域の設定をいたしますと、先ほど申し上げました通り、行為の制限がかかってまいりますので、そういったことや、地元の方のご意見も含めまして、各種手続きを進めていく必要がございます。

調査結果に関しましては、例えばネット上に掲載させていただくような特段公表はさせていただいていないのですが、県で持っております調査結果に関しましては、ご覧いただくことができると思いますので、ご連絡していただければと思います。

(脇田会長)

深町委員よろしいですか。

(深町委員)

近江舞子はもう既に国定公園になっているので、規制がもう既にかかっています。ですので、規制をかけることになるから、区域の設定ができないという理由はあんまり成り立たないのではないかと思います。せっかくヨシ群落があるのに区域設定から漏れてしまうということは勿体ないと思います。大規模な調査をしなくても、ヨシ群落がどのくらいの面積であるかについては、グーグルマップにてある程度わかりますし、いろんな調査報告もあります。柔軟に区域の変更をすることが大事だと思うの

で、そのあたりを是非これから可能な範囲でご対応いただければありがたいなと思います。以上です。

(脇田会長)

深町委員が今おっしゃっていることは、ヨシ群落という自然のモニタリングだけじゃなくて、そこに関わる人々の活動のモニタリングをちゃんとして、そのデータを社会的に共有しないとイケないのではないかということですよ。

この条例に基づいて、設定要件を満たす区域にてヨシ群落を保全しているわけですが、設定要件を満たさないところでも、地域の人たちが一生懸命関わって大切な活動がされています。そういうことを応援していただけるような県の行政であってほしいなという思いが深町委員の中におありなのではないですか。

(深町委員)

ありがとうございます。一番言いたいところはそのようなところですよ。

(脇田会長)

そういう県に区域設定されていない地域や誰も視察にも来ない地域で、黙々と活動されているところに感謝や応援を示していくこと、このようなことが、特に基本計画の改定を行った今後、大切なことなのではないかということです。

管理的な思考が強くなると、区域に入るか入らないかという観点だけで、処理してしまうことになりがちです。しかし、区域ではないところにも、やはり少し視野を広げて、何か応援していただけるようなことが必要なんじゃないかということです。

そうしないとこの保全活動自体が先細りしていくのではないかと、そういうことを深町委員は心配されているのではないかなと思いますので、いろいろ検討をしていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘のこともおっしゃる通りだと思いますので、そういったことも念頭にこれからヨシ群落保全の施策を進めていきたいと思っています。少しだけ紹介させていただくと、県はヨシ群落の保全活動をしていただいている団体にわずかではございますが、支援をさせていただいています。

そういったものは保全区域であるかないかに関わらず、一定の手続きをしていただきましたら、審査させていただくということもしております。ただそれが十分かと問われるとまだまだ足りない部分はあるかと思しますので、今いただいたご意見を念頭にしっかりと進めさせていただきたいと思えます。

(脇田会長)

カルテにしてデータをみんなで共有しようというご提案も後ほどあるかと思えますが、そういうことにも関連しますので、どうぞよろしく願いいたします。

私から一つお話ししたいと思えます。

最近知り合いの東京の建築家が、滋賀県に深く関わって、滋賀県の木材を使って、家を建てようという取組を地域の人たちや設計士、業界の人たちと一緒にやっています。その人にヨシは建築資材に使えませんかと尋ねたところ、使えますよ、やりましょうと気軽にお返事をいただきました。詳しくはわからないので、ちょっと今度話を聞いてこようと思えます。コクヨさんもすごく頑張っておられるのですが、例えば建築や住宅にヨシを活用していくというような、何か従来の活用のパターンを越えるような活用がないかということをやっぱり研究していかないといけないんじゃないかと思えます。活用の幅を広げていくことや、新しい業界に参入していただくということも大切ななと思えますので、その方向性の検討もお願いしたいと思えます。

他ありませんか。

松本委員どうぞ。

(松本委員)

資料1の9ページですが、環境学習、自然観察ということで、地元に住んでいる子供さんや地域の人々が、実際学習をしながらヨシ群落と関わっていくという記載がありますが、具体的に今までどういう活動をされているのかということと、これからどういう形で事業を膨らませていこうと検討されているのかを教えてくださいたいと思えます。

特にヨシの保全に関しましては、ヨシに関わっている人間や琵琶湖の資源を利用している方々だけでなく、滋賀県民全員で考えていかなければならない課題だと思えます。広く広報していくために、特に子供さんを絡めたイベントというのは家庭内で話

題にしやすい、広報効果が大きいと思います。この辺りの活動をどのようにされたのか、これからの計画をお知らせいただきたいと思います。

これはお願いなのですが、深町委員からご指摘がありましたように、旧志賀町の琵琶湖沿岸の件です。特にこの時期になりますと、野洲川からの潮流の関係だと思っております。湖東側のゴミが近江舞子や和邇川に流れてきています。このゴミは直接ヨシ群落にも流れてきていると思います。地元の方や県民の方が皆さんボランティアで清掃されていますので、その辺りの支援もよろしくお願いいたします。

(事務局)

ただいま、松本委員から質問のありました、ヨシ群落保全の実践活動や自然観察会について、県では、淡海環境保全財団に委託しまして、小学校等においてヨシ群落の保全の意義や活動について座学による学習の機会を設けたり、現地でヨシ刈りを実践したりしております。

またボランティア団体への支援としましては、同じく淡海環境保全財団への委託の中で、同財団の職員の方を講師としてヨシ刈りイベント等へ派遣しまして、ヨシ群落保全の意義を伝える、あるいは具体的なヨシ刈りの作業をどのように行ったらよいか指導・支援を行っているところです。

ヨシ群落や湖岸に流れ着くゴミについてですが、県としましては、自治振興交付金という交付金がありまして、自治体あるいは自治組織が実施されているゴミの回収などの活動に対して支援する制度もありますので、ご相談いただきましたら、関係する部局をご紹介させていただくことはできるかと思います。

(脇田会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

おそらく、そういうふうにはいろいろなチャンスや支援の方策などがあるにもかかわらず、松本委員の実感としては、地域にまでそういう情報や物などが届いてこないということですね。そのような情報などを得ていれば、いろいろ地域としても頑張っと思うのにといいことだと思っております。琵琶湖保全再生課だけでやっても、なかなか大変なので、県庁の中で横断的にこういう情報を共有してやっていく必要があると思います。県庁の政策や事業と県民の実感としての乖離について、県民の人がそんなもんでもええわって言っているのだったら別ですけど、やる気を

持って活動されている方々とどうやって繋がっていくのか、ヨシを媒体として人と人がどう繋がっていくのかということがすごく大切なのかなと思いますので、この点をご検討いただけるとありがたいと思います。

他に何かありますか。

村田委員お願いします。

(村田委員)

自然観察ということで言いますと、先ほど言いましたように、野鳥の会では一般の人も含めて3か所で探鳥会を実施しています。その活動が2、30年近くなるかと思えますけれども、結果、下物付近では自然の移ろいとかそういうものも確認できております。もっと広げられればいいなというふうに思っております。

それは別として、先ほど説明ありましたことについて質問です。ヨシ群落の造成において湖北も今年取りかかっているようなのですが、どこにどういうふうに造成するかということに関して、湖北野鳥センターの者から、少し疑問の声がありました。元々ヨシ群落が生育していない場所にヨシの植え付けを行っているのではないかと指摘がありました。ヨシ群落が全域にあればいいということではなく、必要に応じた場所に植えられるべきなんじゃないかというようなことも含めて考えられています。その辺りの事前のモニタリング調査がどうなっているのかが気になっていると言われました。それから、生物の生息地として考えたときに、琵琶湖の周りのヨシ原だけではなく、内湖も含められていると思うのですが、十分ではないのではないかと思います。河道域や内湖のヨシ群落も含めて、総合的に判断していきたいなというふうに思っております。

それからさっき近江舞子の話が出ましたが、近江舞子の内湖の一部ですけれども、大きなグランピング施設のような開発があったようです。あの辺りもかなりの植物群落があったところでもあるし、いろいろな鳥たちの生息地でもあったと思います。そういったところの規制を図る上でも区域の設定を考えていただければと思います。以上です。



(脇田会長)

議論が活発で時間が足らなくなりそうなのですが、この点についてもご説明いただけますか。もし、わからないのであれば、後でちゃんと正確なことを調べた上で、委員にご説明するなどしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

本来の生育地ではないところにヨシ群落を造成しているのではないかといった質問がありましたが、当課で行っています現在のヨシ群落の造成事業については、過去のヨシ群落の生育地と現在の琵琶湖の潮流や土砂の供給状況等を勘案して、ヨシ群落として造成してもいいような場所を選定しています。

また、水産課で行っていますヨシ群落の造成については、魚類の産卵環境の保全としてヨシ群落の造成を行っています。こちらについては、今把握しておりませんので、後日確認して説明させていただければと思います。

(脇田会長)

村田委員がおっしゃっている湖北で行われている事業を確認して、説明していただけたらと思います。後日説明ということでよろしいでしょうか。

(村田委員)

結構です。浮き漁礁も含めてですけれども、野鳥の生息域とちょっと変わってくるということで、ちょっと疑問を感じる点があるということを含めて話をしました。以上で結構です。

(脇田会長)

ありがとうございます。

それでは時間の関係もありますので、申し訳ないのですが、議題2の現在の取組について、事務局から説明していただこうと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

琵琶湖保全再生課の福井と申します。議題の2についてご説明いたします。よろしくをお願いいたします。

現在ヨシ群落の保全のために取り組んでおりますことについて、4点ご紹介いたします。資料2をご覧ください。

まず一つ目に、ヨシ群落造成事業についてです。つい先ほど話のあったことですが、平成4年の条例制定後、県はヨシ群落の造成に力を入れて取り組んできました。その結果、線グラフのとおり累積で49ヘクタールのヨシ群落の造成を行いました。また自然に再生してきたヨシ群落等もありまして、現在のヨシ群落の面積は、昭和28年度前後のヨシ群落の面積と同等まで回復したというふうに考えているところです。そのため近年は、新たな群落の造成は減ってきているのですけれども、現在も一部地域で実施しているところです。左の写真は、水産課における魚類の産卵の場として水中にヨシ群落の造成を行っているところです。右の写真は当課の事業地として、湖岸に打ち寄せる波を打ち消すブロックを作り、土砂の流動を抑える構造物を湖岸から垂直方向に設けまして、砂の溜まりやすい状況を作ります。そして自然にヨシ群落が広がってくることを期待し、事業を行っているところです。

二つ目に、ヨシの生育に悪影響を与えるヤナギの伐採および有効利用の検討です。ヤナギはヨシ群落を構成する植生の一つなのですけれども、大きくなったり増えすぎたりして、ヨシの生育が悪くなってしまっているという場所も現在あります。このことから、県は従前からヤナギの伐採に取り組んできたところです。今年度は伐採本数を例年の50本程度から倍の100本程度としております。また伐採とあわせまして、ヤナギをヨシと同様に地域資源と捉えまして、経済の中に取り組んでいくにはどうしたらいいかということを検討いたします。具体的には、近年の薪ストーブのユーザーの増加や、コロナ禍において野外活動に親しむ人が増えているということから、薪を取り扱うお店を中心に、需要やどういった状態のヤナギを持っていけば、取り扱ってもらえるかといったようなことについて聞き取りを行う予定をしております。究極的には、県が伐採しなくても、経済的な需要があって、ヤナギが伐採されて、利用されてその結果、ヨシ群落が保全されるということになれば理想だと考えています。

次に3ページの地域資源としてのヨシ活用の取り組みです。先ほど脇田会長から少し話がありましたが、かつてヨシは生活の中であらゆることに活用されておりましたが、生活様式の変化等からそのような活用は大部分が失われたり、あるいは代用品に置き変わっていったりしました。そのためこういった昔のヨシの利活用について見直すことが必要ですし、また一方では新たな利活用の方法を見出していく必要もありま

す。このヨシの新たな利活用を進める取り組みとしまして、今年度当課は新たなヨシ製品開発に取り組む事業について補助金を出して支援することにしております。

ここに2社載せておりますけれども、株式会社エスウッドにつきましては、ヨシをチップにしてそれを貼り合わせ、ボードにして、内装材ができないかということに取り組みられます。

また株式会社N&Sにつきましては、ヨシを原材料の一つにを使って、歯ブラシを開発しようとしています。どんどんそういった新しい使い方が出てきたらいいなと思いますし、そういったその取り組みと取り組みの間や、ヨシの利活用とヨシ刈り活動との間を繋いでいくようなことも重要ではないかと考えております。

次に4点目のヨシ刈り活動によるCO<sub>2</sub>回収量の算定についてです。これまでの審議会において、ヨシ群落の効果を客観的な数値で見える化する必要があるだろうという議論がありました。そのことを受けまして、前回までの委員でありました、コクヨ工業の太田さんや、琵琶湖博物館の林竜馬学芸員のご尽力のおかげをもちまして、ヨシ刈りによるCO<sub>2</sub>回収量を簡易に算定するツールが開発されました。これは、ヨシの刈取面積と、現地のヨシの背の高さからCO<sub>2</sub>の回収量を簡易に推定できるというもので、令和3年度に林さんたちの方から論文として発表されています。

なお、論文掲載時に計算に用いる数値の見直しがありましたため、今年度のヨシ刈り活動からは改定後の算定ツールを用いて、CO<sub>2</sub>回収量を算定することといたします。

この算定ツールを基に県で把握しておりますヨシ刈り活動によるCO<sub>2</sub>回収量を推定した結果、令和2年度につきましては、刈取面積が2.48ha、CO<sub>2</sub>回収量は23t、令和3年度におきましても、刈取面積が2.62ha、22.6tのCO<sub>2</sub>を回収できたというふうに推定できました。

この量がどれほどなのかということなのですが、大体自家用車27台分、一般家庭で考えますと、6世帯分程度の年間排出量に相当すると思われまます。

令和元年度の本県全体の温室効果ガスの総排出量は1106万tであり、県のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画におきましては、2030年度に2013年度比50%の温室効果ガス総排出量である711万tを削減しようという目標を掲げております。これらの数字は途方もない数字でありまして、それと比べますとヨシ刈りによるCO<sub>2</sub>の回収量である23tというのは微々たるものではあるかと思いますが、各事業者や各家庭における省エネルギーへの取り組みと同様、このような地道な活動を積み上げることで、大きな目

標は達成できると考えておりますので、ヨシ刈り活動におけるCO<sub>2</sub>回収量も重要だと認識しております。

事務局からの説明は以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。

今事務局からご説明いただきました現在の取り組みについて、何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

岡田委員よろしく申し上げます。

(岡田委員)

2ページ目のヤナギやヨシ群落の面積について、2点お伺いします。

一つは測定する年度が、次はいつぐらいなのかということです。見ていると、頻度が5年、10年、6年と間隔がまばらなのですけれども、そろそろ次のグラフが出てくる頃なのか、定期的に5年ごと、10年ごとなのか気になりました。

もう一つは全然わからないのですけれど、この調査方法は、グーグルの何かソフトなどを使用しているのかわかりませんが、ヤナギの面積はどうやって測定されているのかが気になります。

(脇田会長)

ありがとうございます。テクニカルな質問だと思いますが、どうぞお答えください。

(事務局)

ヨシ群落の現況の面積につきましては、次回は来年度に調査する予定です。その調査方法ですが、飛行機を飛ばして、飛行機から撮った写真つまり航空写真を元に画像判読によって調査をしております。また、その調査の過程で判別が難しいというようなどころについては、必要に応じて現地に行って、直接調査をしております。

以上です。

(岡田委員)

ありがとうございます。次は来年度ということなので、2013年の時から10年後ということなのですけど、その後も10年毎に定期的に見ていこうということでしょうか。

(事務局)

どこかで10年毎とはっきり決まったわけじゃないのですけれども、概ね10年毎に調査する必要があるかと考えております。

(岡田委員)

飛行機で調査をするということはすごく費用がかかるのではないかと思います。ドローンでは琵琶湖が大きすぎて見えないということもあるかと思いますが、ヘリコプターより飛行機の方が安価であるため、飛行機を採用されているのでしょうか。

(事務局)

内情を申しますと、飛行機を飛ばして、新たに写真を撮影するのは、莫大な費用がかかるものでして、前回や前々回の調査はともに、独立行政法人水資源機構にて撮影された写真をお借りして、画像判読をしている次第です。来年度の調査におきましても、その点をどうするかというところは思案しているところです。

(岡田委員)

ありがとうございます。

(脇田会長)

他に何かご質問はございますか。佐野委員どうぞ。

(佐野委員)

ヨシ群落の中に3,400本のヤナギが群生し、今問題になっているということで、伐採本数を年間50本から100本に増やそうとされているのは大いに結構ですが、仮に年間100本伐採しても、34年かかる。ヨシ自体影響があるというのであれば、もっと積極的に伐採しなければならない。ヤナギが相当大群になっているのだから、年間50本から100本に伐採本数を増やすと言うのなら、集中的に場所を決めて、特に群生している例え

ば赤野井湾あるいは大津市の下阪本のカネカ付近など、集中して行うべきと考える。一定本数は台風で毎年割と折れたりするので、100本で34年かかるのであれば、効果があるように実施してほしい。琵琶湖一円で100本伐採するということはあまり効果が見受けられないのではないかと思います。その辺りのことを検討いただきますようよろしくをお願いします。

(脇田会長)

ありがとうございます。

今の佐野委員のご発言は、この資料の2ページの右の図の循環の部分、収益を保全活動に還元するという部分にもかかるかと思います。循環がきちっと回っていくといいいのですが、最初からほっといても回るわけじゃないので、やっぱり何か社会的にアピールするためにも、ヤナギを伐採することで、大事なことなのだとして社会的な関心を喚起し、うまくいったのだなっていうことをみんなにわかってもらうような成功事例を示すことが結構大事なことだと思います。この循環を駆動させていく上で、今佐野委員がおっしゃったように、初期投資といいますが、最初のところはちょっと工夫が要るのではないかなと思います。そこはちょっとみんなで知恵を出し合って、動かしていく必要があると思います。重い石を転がすときは、最初は大変で、動かないのですが、転がり始めたら、勢いが出てくるようなことと似たような感じかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

真田委員どうぞ。

(真田委員)

ヨシ刈り活動によるCO<sub>2</sub>回収量の算定について、私がとても期待しているものが出てきて、さてこれをどのように皆さんに知ってもらえる形として広げていくのか、素晴らしい取組だと思うのですが、わかりにくいところもあると思うので、これをどう活かしていくのか教えていただきたいなと思います。

期待しているというのは、ヨシ葺きの屋根にはたくさんヨシを使うのですが、残していただくには各個人にとってはとても大変なことです。CO<sub>2</sub>回収量がこれだけあるということをヨシ葺きの家に住んでいる人に意識していただきたいし、また周りの家の人にも知っていただきたいと思います。また新たな建設資材としても

活用を考えられている人にもヨシは素敵で綺麗なだけじゃなくて、こんなにもCO<sub>2</sub>を固定しているのですよっていうのを知っていただきたいので、これからの活用やどう広めていくのか教えていただきたいと思います。

(脇田会長)

ツールを作って、どうやって言っているだけじゃなくて、それをみんながわかるように使えないと意味ないでしょう、何か考えていますかという結構シビアな厳しいご質問かと思いますが、どうでしょうか？

(事務局)

ありがとうございます。実は今思案しているところでもございます。後ほどヨシカルテについてお話させていただきますけれども、その中でまずはヨシ群落そのものに刈り取ることによって一定の回収量があるということをお知らせしています。ヨシカルテと情報発信の部分は、後ほど説明させていただきます。

またヨシ葺きの屋根などの個別の製品についても当然CO<sub>2</sub>固定をしていますが、いかに発信していくかという部分については、またすみませんが、いろいろお知恵をお借りしたいと思いますので、今の段階では相談させていただきたいところです。

(脇田会長)

ありがとうございます。いろんなところでヨシが使われるようになると、新たなヨシに対する評価の考え方が広がってきますよね。何もないよりもこういう評価があった方が、自分が貢献しているということが分かって、力になりますしね。真田委員がおっしゃる通り、大切なことだと思います。

では、続いて村田委員どうぞ。

(村田委員)

野鳥を保護する立場から少し話をさせてもらいたいです。ヨシ刈りなどの自然と人間との関係というのは大事なのですけれども、やっぱり野鳥や生物の生息場所として考えた場合、ヨシ刈りをする場所と、しない場所を分けていただきたいと思います。特に水に浸かっているヨシは刈られないとは思うのですけれども、冬の野鳥の生息域

として非常に重要な部分なので、その辺のメリハリというか、自然保護区域をはっきりさせていただきたいと思います。

それからヤナギ林の伐採について、去年も言ったような気がしますけれども、ヨシ群落の多様性という意味で、いろいろな鳥の生息や止まり木になるといういろんな要素があるので、やっぱりどういったような利用をされているかということを含めた形で伐採も考えていただきたいなというふうに思っております。

琵琶湖のヤナギ林が増加していると書いているのですけれども、例えば高島の湖岸沿って生育しているハンノキ類やヤナギ林も含んでいるのでしょうか。元々ヨシ群落はこんなに発達しているのかという風にも思うのですが、どこまでが造成しているヨシ群落なのかちょっとよくわかりにくいです。また高島の地域ですと、防風林などの意味付けもあると思うので、ヤナギ林が増えているということに関してちょっと疑問を持っています。よろしくをお願いします。

(脇田会長)

ご意見賜りました。ヤナギが増えたからと言って、機械的にどんどん伐採するのではなくて、生物多様性やその地域のいろんな歴史的な条件などを総合的に判断して、モニタリングして、その上でどこをどうするのかって考えないといけないということですよね。伐採という言葉が1人歩きしないように、適切な伐採をしていくという、群落の持続可能性、総合的に見て、生物多様性にちゃんと配慮した形での伐採をしてくださいってということかなと思います。

難しいですけど、地元の方も含めて、いろんな方達の英知といいますか、知識や経験をいただかないとなかなかできないことなので、これは後出のヨシカルテという話に繋がっていくのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

時間の関係でごめんなさいね、全然どんどん言ってくださいと言いながら、時間の管理をしないといけないので、申し訳ないのですが次の3番目に行ってよろしいですか。

(村田委員)

はい。



(脇田会長)

議題3 地域と事業者等の協働によるヨシ群落保全活動の推進について資料3にてご説明をお願いします。

(事務局)

琵琶湖保全再生課の福井と申します。議題3についてご説明いたします。よろしくごお願い致します。資料3をご覧ください。

ヨシ群落基本計画の改定作業の中で、現在のヨシ群落の抱える現状と課題について、地域の担い手が不足している一方で、企業等の事業者やボランティアの方のヨシ群落保全活動に対する関心が高まってきているということを議論していただいたところです。それを踏まえまして、地域住民の意思を尊重しつつ、事業者やボランティア等との関わりによる取り組みを広げていくということを、ヨシ群落保全の基本方針として定めたところでございます。

今後、この基本方針をどう具体的に実践していくのかということが、より重要なわけですが、ヨシ刈り等に関しまして、ボランティアや企業等から相談を受けている淡海環境保全財団などのお話を伺っていますと、最近MLGsやSDGsの広がりによって、ヨシ群落の保全や活用に対する事業者からの問い合わせが増えてきているようです。ただ具体的にどこのヨシ群落がどんな状況で、どこであればヨシ刈りしてもいいのか、できるのか、地元の理解が得られるのかといったような、基本的な情報がなかなか整備されていないために、その問い合わせに対しましてスムーズに案内ができない状況で、結果としてヨシ群落保全活動が進みにくいようなことがあるということがわかりました。

そこで、この問題を解決するために、ヨシ群落に関する様々な情報をまずは整理して、仮称なのですが、ヨシ群落カルテというようなことで、まとめて発信していけばどうかというふうに考えております。

2ページ目のヨシ群落カルテの内容と対象について、まず各ヨシ群落保全区域の基本的な状況、情報、具体的には位置やヨシの生育の状態、どんな生き物が棲んでいるのか、また地域の活動の現状などを整理します。その上で、ヨシ群落に対する地域の想いをくみ取りたいと思います。外の団体が地域の活動に参加してくることを望むのかどうかということや、そうなった場合、大人数でヨシ刈りをしようとする際に必要

となる情報がありまして、例えば、駐車場があるのかどうか、トイレがあるのかなどといった情報を上乗せして整理したいと考えております。

この地域に関する情報なのですけれども、先ほど村田委員から発言がありましたように、ヨシ刈りなどをして人の手を入れていくべきヨシ群落と、そうでないところ、つまり基本的には自然の状態に任せた方がいいというようなヨシ群落もあります。様々な状況があるわけですので、現在地域との関わりがあるヨシ群落あるいは地域との関わりを復活させたいというような群落を対象に、上乗せの情報を整理してはどうかというふうに想定しています。

平成29年度に調査したところ、琵琶湖の周辺でヨシ群落保全活動を行っている団体は、ちょっと資料では小さいのですが、丸や三角に表記しているのが団体でして、45団体ありましたので、こういった団体に対してヨシ群落カルテの作成について働きかけをするイメージをしております。そして作成したヨシ群落カルテの情報をホームページ等で発信しまして、事業者等と地域のマッチングを増進させてはどうかというふうに考えております。

3 ページ目のヨシ群落カルテの運用の流れについて、図のように考えております。カルテの内容については、先ほどご説明いたしました通り、全てのヨシ群落を対象とした現況の把握と、地域の実情や意思を確認して追加で盛り込む地域特性の二段階になっております。このカルテをGoogle等一般に広く使われているような地理情報ソフトで運用することで、事業者等が活動を検討する際に、具体的にイメージをしやすくなるのではないかと考えております。課題を抱えておられる地域と、その活動の場所を探している事業者等とのマッチング、出会いに活用することで、ヨシ群落保全活動が促進されるという考えです。

さらにこのヨシ群落カルテの中に、先ほど議題2でご紹介いたしました、CO<sub>2</sub>回収量の算定に関する情報を加えることで、ヨシ刈りのCO<sub>2</sub>回収効果を見える化し、県が進めるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の意識の醸成も図れればと考えております。

次に4 ページですが、カルテとして整理する項目の案をこのように考えてみました。まずは、群落毎の所在地とヨシ条例上の指定区域等々です。次にすべてのヨシ群落で整理します、群落の現況や状態に関する情報が、このブロックです。ヨシ群落の生育の状況調査の結果、健全度がどうかということに記載し、またできれば、そこにどんな生き物がいるのかについて記載すると面白いのではないかなというふうに思います。ただ公表しては不都合が生じる希少種等もいるかと思っておりますので、その辺は配

慮が必要かなと考えております。そしてこの下のブロックが追加で記載したいと考えている地域特性に関するブロックです。地域の実情や想い、どんな課題を抱えているかについて記載したいと思っています。例えばヨシ群落活動を行っている団体がいて、その上で、メンバーの高齢化等で重労働が厳しくなっていて、誰か新しい参加者がいないかという要望が出ているなど、そういったような情報を盛り込もうと考えています。そして最後のブロックが、事業者等が民有地で活動するなど、よその人がヨシ群落に来て活動するにあたって、必要とする情報のブロックで、近くにある施設やトイレ、駐車場などの情報を記載しようと思っています。特に大きなイベントや企業ですと、大型バスが入ってこられるのかどうかといったような情報が大事であると聞いております。また、関連する法令にはどんなものがあるのかといったことも書き加えようと思っています。県民や企業、ボランティア団体の皆様にヨシ群落やその保全活動により興味を持っていただけるように、カルテの見せ方についてはまだまだ検討する余地だらけだと思うのですが、こういったような内容を一般的に普及している地理情報ソフトと紐付けると非常に便利になっていくと考えます。

今年度中に例えば1か所か2か所、モデル的にやってみたらどうなるかといったことを実施していきたいと考えていますので、どこか提案や候補地がありましたら、教えていただきたいと思います。説明は以上です。

(脇田会長)

ありがとうございました。いろんな方達が力を合わせないとヨシ群落は守っていきませんよということで、地域だけにおまかせするのではなくて、外の人も関わっていくためのマッチングということですね。だからいい仕組みがないので、みんな戸惑っているところがあるかと思います。今のご説明はこのイメージ案をそのままやろうと言っている話では多分ないですよ。琵琶湖保全再生課の中で知恵を絞りながら作ったということですよ。だから、もっとブラッシュアップしていくべきものだということが前提なのですが、こういう形で情報を共有していく、データベース化していくことについて、考え方や方向性がこれでいいのかどうかということ、そして整備項目についても、これも一生懸命考えてここまでまとめてはおられるのですが、もっとこんな点があるのではないか、これはおかしいのではないかといった、いろんなご意見があろうかと思います。三つ目は、一気にこういうことを進めることができないので、頑張っってやっついていっしょって、なおかつこういうことに関心を持って、協力

しますよという地域があれば、そういうところをモデル地域として選定させていただいて、社会実験的にこういう取り組みを行っていかうというご提案です。より具体性が増してきている話かなと思いますけれども、このことにつきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言ください。

よろしく申し上げます。

どうぞ大槻委員。

(大槻委員)

ヨシ群落カルテはなかなか面白い取り組みだと思います。入れてほしい項目としては、今まで話してきた中でも出てきていましたので、一応言っておいた方がよいと思って発言します。ヨシ群落カルテの記載項目で地域特性、現状把握、環境特性、その地域の実情だけじゃなくて、環境がそもそもどういうものかというのを入れておかないと、さっき言った鳥の話とか魚の話とかが漏れてしまうのではないかと思います。それをちゃんと入れてほしいなと思います。

カルテが出来てきたら、深町委員も言っていましたけど、保全区域等に反映されますか。いろいろ変わってきたものをカルテで管理できれば、ここはこういう風に変わったからこういうふうにしましようとか、新しいところを決めましようとかそういうふうの実装したりすることもできますよね。

(脇田会長)

ご意見とご質問をあわせてご発言いただきました。一つ目は環境特性を今の景観だけじゃなくて、ちゃんとそれがどういう歴史を踏まえて今に至っているのか、または元々ここはどんなふうに関わってきた地域なのかという、聞き取り調査とかそういうことも大事になると思うのですが、そういうことも入れないといけないのではないかというご意見ですね。

もう一つはこういうふうにとまとめたものを、先ほどの条例の区分や規制にも結びつくようなことですが、そことも関連して、どちらかというところこれは社会や人々とヨシ群落を繋げていく、松本委員が冒頭におっしゃっていたような問題意識と重なる部分があると思うのですが、条例で規制していくようなこととも繋がるのかどうかをお尋ねですか。

(大槻委員)

規制というか深町委員がさっき仰っていたような取りこぼしがなくなるのかについてです。活動している人がいて、それがカルテになっているのに、ヨシ群落保全区域になっていないというようなことがなくなるのかについてです。

(脇田会長)

このカルテでそういうデータがたまっていって、ここは保全区域の設定要件にあたるヨシ群落だと判定できるようなものになるのかということですか。

(大槻委員)

ヨシ群落の保全区域はどちらかというと規制する方ですけども、その周知という意味では、みんなが参加した活動がデータになるので、他のところがちゃんとリンクしないといけないと思います。今多分保全区域の追加更新がなかなかされていないので、せっかくみんなでマッチングしたデータを、データ更新に使うことができれば、今まで具体的に進まなかったものが、こういうものを使ってどんどん改善していくことができるツールになりうるか、またそういうこと考えているかということを知りたかった。

(脇田会長)

いかがでしょうか。こういうふうに情報を見える化し、共有することで、関係者がやる気になるというか、頑張ってやったよねって、ここまでできたよねっていう、そういうふうに背中を後押しすることにも繋がって、よりヨシ群落の質が高まっていくのではないかっていうことですね。

(大槻委員)

はい、そうです。

(脇田会長)

いかがでしょうか？

(事務局)

ありがとうございます。カルテに関しまして、その使い方として、まさに情報発信を考えているところではありますが、当然そのカルテを作ったら、更新も出てくると思っています。その中で、ヨシ群落の状況や保全活動の状況が諸々更新されていくわけなのですけども、やはりその情報の中で、当然その区域の指定にふさわしい、もしくはそうあるべきだということ、さらには地域の方も望んでいらっしゃるのか、そういった要望なども総合して、やはり区域に指定すべきという判断になりましたら、将来的には手続きをするということも想定されるかと思えます。ある意味、カルテを作ったからというものということもありますが、こういう風にカルテを作って、よりその情報を集めやすくすることやその判断にも活用できるのではないかなというふうには考えております。

(脇田会長)

はい、三和理事どうぞ。

(三和理事)

補足ですけれども、今の条例に関することについては、これは条例のスキームがあって、指定の手続きや指定に必要な情報や要件があります。その必要な情報の全部ではないと思うのですが、一部として活用するということを十分にあり得ると思えます。

また、今回お示ししているのは、出発点は計画改定に基づいています。現状と課題において、担い手不足である一方で、関わりたいという方々がおられるので、会長がおっしゃったように、マッチングという目的、つまり鍵と鍵穴のように、鍵穴である課題の部分をしっかり見て、こういうマッチングをしていくという課題にどういう鍵を差し込むのかという形で作ろうとしております。何にでも使えるものにするとか、あるいはそのマッチングに特化して、企業の方あるいはボランティアの方がそこに関わりたいたいと思うのに、必要十分な情報をカルテに載せていくということが第一だと思います。その視点で見ると同時に、せっかくこういうものを作るのであれば、もう少しこういう情報も必要で、また違う使い方もできるということであれば、そのあたりは、議論といたしますか、課題を整理しながら、今後ブラッシュアップしていくもの

です。課題と対策がうまくかみ合わないというものを作っても仕方がないと思いますので、事務局としても十分検討してまいりたいと思います。

(脇田会長)

ここからスピノフで生まれる効果というのは、大槻委員がおっしゃったようなことも入るけども、メインの考えているということは、こういう社会的な力を生み出す基盤となるデータベースにしようということですね。

先ほどのCO<sub>2</sub>もそうなのですが、いろいろツールが出てきて、なんとなくワクワクするというか楽しい感じにはなるのですが、真田委員も先ほどおっしゃっていましたが、これをどう使い倒していくのかということを考えていかなければなりません。

またおそらく県庁の担当職員二人だけでは、琵琶湖の周りすべてに対応するということに対して、圧倒的にマンパワーが足りなくて、できるはずはないので、やっぱりいろんな人がこのマッチングのお世話をすることも担っていけるような仕組みにしないといけないのではないかと思います。私はもう立候補しておきますけれど、ぜひ昔のお見合いおばさんみたいに、若い方わかりますかね、この人とこの人合うんじゃないですかみたいな、要らんお世話と言われても、ちょっとやってみたいなって思います。

何か考えて作れば、自動的に、予定調和的に、物事が進むわけでもありませんから、よろしくお願いします。

他になにかありますか。

村田委員ご発言ありますか。

(村田委員)

野鳥で言いますと、最近カイツブリやオオヨシキリが随分減ってきています。ヨシ群落の質の問題もあるのですが、もう少しモニタリングをちゃんとしていただきたいということをお願いしたいです。その背景に、ヌートリアなど外来種がカイツブリの巣の上に乗っているとかそういうようなことも目撃されているので、外来種の問題について、水草などの問題もありますが、モニタリングをお願いしたいと思います。地域活動としても、外来種の駆除について取り組んでもらいたい事柄だと思しますので、外来種の駆除についても含めていただけたらと思います。以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。琵琶湖保全再生課の事業の中でできるかどうかというのはまた別ですけども、モニタリングすると必然的に、先ほどの大槻委員おっしゃったような環境特性とともに、現状の困ったなと思うところも出てくると思うので、今までヨシ群落がそこにあっても、あまり関心を持っていなかった人たちが関心を持つことになるということはすごく大事なことだと思います。このカルテを作ることが何か強制みたいな、地域の人たちにもっとやれよという形の道具に使われると、それはすごく嫌な道具になるので、地域の人たちがこれを使い倒して、何か使うことで元気が出るような、やる気が出てくるようなものにしていただきたいなと思います。

何か意見ございますか。

佐野委員どうぞ。

(佐野委員)

生活様式が変化したということも大きな要因なのですが、昔はヨシ原があれば、入札をしてまで刈り取りをした時代が一つの時代としてあったわけです。

ヨシというのは、やっぱり毎年毎年刈り取りをすることによって、新しい芽が出てきて、明るく年には太いヨシができる。特に西の湖あたりは毎年されていますから、立派なヨシが育ちます。しかしながら、今日の状況から考えますと、ヨシ群落が回復したけれども、荒廃しているような群落もあります。いわゆる刈り取りをしてこそ、値打ちがあるのです。大津市辺りでも湖辺域にある自治連合会等々は毎年冬の間にはヨシを刈り取って、琵琶湖開きの時にはヨシ松明でイベントをするというのが一つの風物詩だったわけです。それが自治連合会への補助金等がストップしてしまったということで、もう辞めてしまわれた自治連合会も多々あるというように思っています。

先ほど少ないけれども奨励金等で支援しているということを仰っていましたが、委託業務で淡海環境保全財団が実施しているヨシ刈りの面積は1haにも満たないとなると、やはりボランティア団体や自治連合会にそういうイベントをしていただいて、ヨシに関心を持っていただくということが大変重要であろうというふうに思います。その場合に多少なりとも企業あるいはそういう団体に奨励金を出しているのか、またその出し方はいわゆる地方自治体である市町を通じて出しているのか、どういう出し方をしているのか聞きたいと思います。



(事務局)

ありがとうございます。今現在二つございまして、一つは奨励金事業ということで、淡海環境保全財団を通じまして、申請いただいた団体の方に一定額奨励金を支給させていただいております。これは財団経由ではありますが、団体の方に支給させていただいております。

もう一つは先ほど福井がお話しさせていただいた自治振興交付金というものがございまして、そちらはまず自治体に県が案内させていただいて、自治体がさらに県と自治体の交付金も併せて、自治会などに案内させていただくという間接的な交付金です。

(脇田会長)

ありがとうございます。佐野委員いかがでしょうか？

(佐野委員)

はい。私はあまり詳しくないのですが、かつて水ヨシと陸ヨシという2種類ぐらいあると聞きました。水ヨシの場合は、毎年刈ってはいけないというような見解がありました。今造成されて植栽されているヨシというのは、烏丸半島の辺りやいろいろあるらしいけれども、どちらを植栽されているのですか。カルテを作られるのなら、その辺りもきちっと、この地帯は水ヨシの生息地帯ですから刈り取りは控えてくださいとか、ここの箇所は刈り取ってもいいですよというようなことも記載していただきたいです。そういうことを聞いたことがありますから、同じ作るのであれば、水ヨシは刈ったらあかんのやということをカルテの参考資料として、付け加えていただけるとありがたいと思います。

(脇田会長)

ありがとうございます。

深町委員、どうぞ。

(深町委員)

このカルテを作ることはとてもいいことだとおもいますので、ぜひ大変なところもあると思いますが、実行に移していただければいいなと思います。今佐野委員が水ヨ

シのお話もされましたけれども、やはり議論の中でも出ていましたように、対象とするヨシ群落がどういうヨシ群落なのかということや、環境のことも意見が出ていましたけれども、ヨシの状態やヨシを管理することによって、将来何をを目指すのかというようなところを、せっかくカルテを作るので、きちっと整理をしていくことが必要だと思います。既に活動している方にとっても参考になると思いますし、何が本当にこの場で必要とされているのかっていうのを、きちっと共有する上でも、とても大事だと思います。出口のところも、ヨシ刈りをしておしまっただけではなく、刈ったものをどういうふうに資源として利用するのか、空間として利用していくのかというようなところも、できたら示せるような方向でこのカルテが活用できるといいかなというふうに思います。

それと健全性についてですが、同じヨシ群落の中でも地形や、いろんな過去の利用履歴とかによってだいぶ違ったりするので、全体として捉えるのはいいのですが、きめ細やかに見ていかないと、あんまり健全性はABCで判断できるようなものではないのかなと思いますので、その辺りはさらに検討いただくとよいと思いました。

以上です。

(脇田会長)

ありがとうございます。外から物差しを押し付けて、いいとか悪いとか、勝手に言っているのかっていう話ですよ。例えば地域の人たちが、去年よりも良くなったとか、生き物の豊かさが増えたとか、ヨシも元気になっているとか、つまり、運動して血糖値が下がったとか、血圧が下がったとか、頑張れば効果あるやんみたいなことと、同じだと思うのですが、外の人も入ってもらってみんなで頑張ったからヨシが去年よりよくなったなっていうようなことは、エンパワーメントすることなので、僕は賛成です。しかし、外から客観的に見て、このヨシ群落はどうかと判定するのはちょっと悪い方に機能するのではないかと心配しました。誰にとってのヨシ群落なのか、今深町委員がおっしゃったけれども、ヨシ群落の将来像というか、どういうヨシ群落にしていくのか、それは外の人が決めるのではなくて、先ほど大槻委員がおっしゃった環境特性のことも踏まえて、やっぱり地域の人を考えていくべきことかなと思います。そういう理解でいいよろしいですかね。

(深町委員)

まとめていただきありがとうございます。

(脇田会長)

他はどうでしょうか。

大槻委員どうぞ。

(大槻委員)

実は、CO<sub>2</sub>回収量算定ツールを作った林学芸員は今カナダにいますが、ツールがヨシ群落カルテで使われていくことを伝えた際、よかったらみんなに共有してほしいとメールが来ましたので、紹介したいと思います。

ヨシ群落カルテに算定量を記載するというのは、林業的なCO<sub>2</sub>固定量という意味では分かるけれども、ヨシはいろんな機能があって、その辺りもみんなに共有できるようなカルテになるとよいと思います。CO<sub>2</sub>固定量を算出するためだけに作ったのではなくて、本当は多様性を見る一つのツールとして、こんな機能があるんだよと言いたくて、僕は作ったのだと言っています。また、CO<sub>2</sub>を回収した効果というのは、ヨシを使わないと駄目なんだよということです。ヨシを刈ったからいいのではなくて、それを使うっていうことをすごく重要視してほしいなと思います。燃やしたりするとCO<sub>2</sub>回収量まで放出されてしまうので、上手に使うようにできるっていうのが大事なんじゃないかと思います。

審議会の場には来られませんがそういう思いがあると言っていたので、一応今伝えておきます。

(脇田会長)

わかりました。ありがとうございます。道具って大事ですよ。何のためにこれを使うのかということが、使う人たちでちゃんとわかっていると、道具だけが独り歩きしてしまうことの危うさについて、今ご指摘されたと思います。林学芸員はそこを心配されているのかなと思います。そこも重要なポイントだと思いますので、よろしくをお願いします。

他何かございますか。もう時間がほとんどないのですが。

松本委員どうぞ。

(松本委員)

ヨシ群落カルテについては非常に有意義なものになってくるかと思います。資料1ページに書いていますように、取組(案)として、ヨシ群落に関する情報を整理して発信するということが記載されていますが、県なり、この審議会が何か発信をしていくことになるかと思っています。先ほどのおっしゃっていましたように、鍵穴と鍵とか、見えてない人材や団体を発掘するために、こういうことをされるのだと思うのですが、発信する情報にどういう形でアクセスをしていくのかが気になります。鍵は作ったけれど、鍵穴を探して来ないとない、つまり鍵が探して回るといのは、人材も少ないし、チャンスがないということで、今ヨシとは関わっていない人たちがどのように関わっていくのかという発信の方法が気になります。

それから、深町委員が先ほど一番でおっしゃっていたように、情報にたどり着くにはどうしたらいいのかっていうことが問題になってくるかと思っていますので、もしも検討されていることがあるのであれば、その辺りのことについてもご教授いただきたいです。

(脇田会長)

いかがでしょうか？

(事務局)

ありがとうございます。情報の発信方法ということですが、正直まだ具体的に、これと細かいところまで申し上げる段階にはないです。少なくとも一つの考え方として、先ほどの福井から少し説明させていただきましたけれども、こういうカルテを作って、発信するにあたって、基本まずはインターネットを経由した発信ということがあろうかと思っています。そういうときにこういうグーグルアースであるとか、汎用性のある、皆さんの馴染みにあるものでご覧いただけるような形にはしていきたいと思っています。ただこれは、あくまでその場所にあるということだけですので、そもそもその場所にあること自体をどう発信していくかということは、これから皆さんのお知恵をお借りしたいと思っています。

(脇田会長)

ありがとうございます。琵琶湖保全再生課のホームページのところに貼り付けていても、何も起きないですよと、誰もそんなところまで、県庁のホームページを深掘りしていきませんかという事なのですよ。もう少し日常生活のちょっと延長線上ぐらいのところ、そういう情報に気づくような仕掛けが要るのではないかと思います。琵琶湖保全再生課だけで、できることではないと思いますけど、ちょっとまだ皆さんと一緒に考えていかないといけないなと思います。

他に何かございますか。もう大体時間が来てしまったのですが…。

岡田委員どうぞ。

(岡田委員)

今回説明していただいた資料2の3ページに、活用事例として株式会社エスウッドさんと株式会社N&Sさんに補助金を出されたと記載がありますが、これはもう公に私たちが発信など情報を流してもよいものでしょうか。こういう取組をされているということは外に発信してもよい情報でしょうか。

(事務局)

琵琶湖保全再生課で行っています、水草等対策技術開発支援事業というものがありまして、こちらの方で今年度採択された事業と、事業の概要ということで、昨日から県のホームページで発信しておりますので、大丈夫です。

(岡田委員)

ありがとうございます。

(脇田会長)

岡田委員が各務原まで行って、この会社の人と交流して、一緒に何かコラボしましょうかみたいなことをやってもいいということですよ。

(事務局)

もし必要でしたら、当課から株式会社エスウッドと連絡を取って、株式会社コクヨ工業滋賀と結びつけることなど、そういうことも可能ですし、そういうことが大事だと思っています。

(岡田委員)

ありがとうございます。

(脇田会長)

よろしくをお願いします。

他いかがですか。

もし、ないようでしたら、これで本日の議題は、すべてご審議いただいたのですが、他に何かございますか。

もしないようでしたらこれで、本日の議事を終了にさせていただこうと思います。

ではこれで議事を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

(事務局)

琵琶湖保全再生課長の中嶋と申します。大変活発なご議論をいただきありがとうございました。最後に私の感想を一言伝えたのち、閉会とさせていただきたいと思いません。

本日の審議会の議論は、主に現況どうなっているのか、それが時代の変化と共に、その辺りがしっかりと反映されているのかということが、多く指摘されていたのではないかと思います。これはヨシ群落の保全だけではなく、どんな対策を講じるにおいても、やはり現状をしっかりと把握して、その上でどういう対策を取っていくべきか、県内にどういうプレーヤーがいて、またはどういうエリアでプレーヤーが存在しなくて支援が必要なのか、そういったことをトータルとして現状把握していく必要性を強く感じております。

今年度、その把握を一部試行的に実施し、来年度は、現状では10年に1回の現況調査も含めて現況のデータを徐々に更新していこうという途上でございます。そうした

正確な現状把握をした上で、事業者とのマッチングを更に促進するためのカルテの作成をしていきたいと思えます。

また保全区域については、そうした現状把握をしっかりとした上で、現在の保全区域の指定に変更の必要性がもしあるようであれば、並行して吟味していかねばならないと感じております。その際は、この審議会の場で、ご意見を賜ることとなろうかと思えますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

その他活用の面では、色々建築資材の話もありましたが、今の時代に合った形でさらにヨシの活用方法として構造利用も推進していきたいと思えます。

CO<sub>2</sub>固定の話もありましたが、当然ヨシの持つ多面的な機能の一部にCO<sub>2</sub>回収効果があるということで、ただそれがなかなか数値として見える化していなかったのので、新たにツールとして開発されて、できるだけ何かに換算して、これだけ回収できるのだということ、積極的に県としても何らかの形で、色々な場面でPRしていかねばならないと思えます。例えば温暖化防止に関して活動されている団体や個人の方々に、今までこのようなヨシ群落の保全の分野で、全然活動されていなかった方々に対して、このようなことを周知していくことで、全く他分野からの活動の支援の輪を広げるといった効果もあると思えます。そういった地域の活動のさらなる促進に、こういったCO<sub>2</sub>回収量の見える化ツールというのは活用していけると思っております。

最後にヤナギの話もありましたが、これはなかなか悩ましい問題で、これは県の予算だけでは、全くもって根本的な解決にはならないと数字的にも明らかであります。当然その地域の実情に応じて、どうしていくかということになるのでしょうけれども、例えば林業ではここ数年、自伐型林業という、地域の方々がチェーンソーを持って、里山の木を切って、それを活用可能な薪状の大きさの木に切って、それをまた地域外の方にも売って、その収益を地域の活動団体の一部にも充てていくという取組があります。このように、自立的に農山村の活性化にもつなげていらっしゃる事例もございますので、他分野での事例を参考にしながら、ヤナギの伐採に関しても、自立的に、地域あるいは地域外の方々を巻き込むような形で、回していけないかということ、を並行して考えていけたらなと思っております。

以上でございます。

本日はご多忙のところ、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。本日いただいたご意見をしっかりと事務局としても吟味させていただき、今後の施策あるいは取組の反映に繋げていきたいと思えます。適宜、県としても

必要なデータは審議会の委員の皆様のみならず、県民の皆様にもできるだけ公表して大いにご議論に巻き込んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

これを持ちまして、第38回滋賀県ヨシ群落保全審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。